

令和6年9月1日から第二子の 保育料無償化範囲を拡大します



新たに無償になるのは？

現在、0～2歳児の第二子のお子さんのうち、世帯年収が640万円未満相当のご家庭のお子さんの保育料が無償となっています。

令和6年9月1日から所得制限が撤廃され、0～2歳児の第二子のお子さんがあるご家庭の保育料が無償となります。

(イメージ図の「拡大部分」に当てはまる家庭のお子さん)

イメージ図(2・3号認定のお子さん)

世帯年収		～360万円相当	～640万円相当	640万円相当～
市町村民税所得割合算額		57,700円未満	169,000円未満	169,000円以上
0～2歳児	第二子	無 償		拡大部分
	第三子以降			
3～5歳児				

手続きは必要ですか？

既に在園している方は、手続きをする必要はありません。

新たに入園を希望される場合には、入園申込が必要です。

問い合わせ先：福井市 こども保育課 (tel:0776-20-5270) 又はお子さんが在園している園